

のでなければならない。

- 一 通所施設である更生施設 二十人以上の人員を入所させることができる規模
- 二 その他の更生施設 三十人以上(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四十二条に規定する知的障害児施設(児童福祉施設最低基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第四十八条第一号に規定する自閉症児施設を除く。)又は同法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設(同令第六十条第二項第一号に規定する難聴幼児通園施設を除く。)に併設する場合にあっては、十人以上)の人員を入所させること(通所により入所させることを除く。)ができる規模

る規模を有するものでなければならない。

- 一 知的障害者入所更生施設 三十人以上(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四十二条に規定する知的障害児施設(児童福祉施設最低基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第四十八条第二号に規定する自閉症児施設を除く。)又は同法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設(同令第六十条第二項第一号に規定する難聴幼児通園施設を除く。)に併設する場合にあっては、十人以上)の人員(通所による入所者の数を除く。)を入所させることができる規模
 - 二 知的障害者通所更生施設 二十人以上の人員を入所させることができる規模
- 2 知的障害者更生施設は、当該施設と一体的に管理運営を行う通所による入所者の支援を行う施設であって、利用者が二十人未満のもの(以下この章において「分場」という。)を設置する場合は、五人以上の人員を入所させることができる規模を有するものとしなければならない。

(設備の基準)

第9条 更生施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、通所施設にあっては、第一号、第二号、第四号、第十二号及び第十三号に掲げる設備を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 浴室
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 医務室
- 八 作業指導室又は作業指導場
- 九 調理室
- 十 事務室
- 十一 会議室
- 十二 宿直室
- 十三 指導員室
- 十四 相談室
- 十五 運動場

(知的障害者入所更生施設の設備の基準)

第十五条 知的障害者入所更生施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 浴室
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 医務室
- 八 作業指導室又は作業指導場
- 九 調理室
- 十 相談室
- 十一 運動場
- 十二 事務室
- 十三 会議室
- 十四 宿直室
- 十五 指導員室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のと

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

- イ 地階に設けてはならないこと。
- ロ 一室の定員は、四人を標準とすること。
- ハ 入所者(通所による入所者を除く。)一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、3.3平方メートル以上であること。
- ニ 避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して一以上の出入口を設けること。
- ホ 入所者(通所による入所者を除く。)の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。
- ヘ 男子用と女子用を別に設け、かつ、その間の通路は、夜間は通行ができないよう遮断できるものであること。

二 静養室

- イ 医務室の近くに設け、男女別とすること。
- ロ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- ハ イ及びロに定めるもののほか、前号イ及びニに定めるところによること。

三 便所

男子用と女子用を別に設けること。

四 医務室

- イ 必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。
- ロ 通所施設である更生施設であつて静養室を設置しないものにあっては、イに定めるもののほか、第二号ロ及びハに定めるところによること。

五 作業指導室又は作業指導場

作業に従事する者の安全を確保するための設備を設けること。

六 調理室

火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

3 前2項に規定するもののほか、更生施設の設備の基準は、次に定めるところによる。

一 廊下の幅は、1.35メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル

おりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ハ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、六・六平方メートル以上とすること。

ニ 一以上の出入口は避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ホ 入所者(通所による入所者を除く。)の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。

ヘ 男子用と女子用を別に設け、かつ、その間の通路は、夜間は通行ができないよう遮断できるものであること。

二 静養室

イ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ロ 医務室に近接して設けること。

ハ 男女別とすること。

ニ イ、ロ及びハに定めるもののほか、前号ロ及びニに定めるところによること。

三 食堂

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

四 浴室

入所者の特性に応じたものであること。

五 洗面所

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 入所者の特性に応じたものであること。

六 便所

イ 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

ロ 入所者の特性に応じたものであること。

七 医務室

治療に必要な機械器具等を備えること。

以上とすること。

二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

4 重度の知的障害者(以下「重度者」という。)を入所させる更生施設(通所施設を除く。)の設備の基準は、前3項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

一 必要に応じ、一人用居室及び二人用居室を設けること。

二 前三項に規定するもののほか、重度者の保健衛生、安全の確保等の見地から、その設備について特別の配慮をすること。

八 作業指導室又は作業指導場

イ 作業に従事する者の安全を確保するための設備を設けること。

ロ 指導を行うために必要な広さを有すること。

ハ 指導に必要な器具を備えること。

九 調理室

火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

十 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

十一 運動場

必要な備品を備えること。

十二 廊下幅

一・三五メートル以上とすること。

ただし、中廊下の幅は、一・ハーメートル以上とすること。

3 前項各号に規定するもののほか、廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けるなければならない。

(知的障害者通所更生施設の設備の基準)

第十六条 知的障害者通所更生施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

一 食堂

二 洗面所

三 便所

四 医務室

五 作業指導室又は作業指導場

六 調理室

七 相談室

八 運動場

九 事務室

十 会議室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 食堂

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

二 洗面所

入所者の特性に応じたものであること。

三 便所

- イ 男子用と女子用を別に設けること。
- ロ 入所者の特性に応じたものであること。

四 医務室

- イ 治療に必要な機械器具等を備えること。

- ロ 寝台又はこれに代わる設備を設けること。

五 作業指導室又は作業指導場

- イ 作業に従事する者の安全を確保するための設備を設けること。

- ロ 指導を行うために必要な広さを有すること。

- ハ 指導に必要な器具を備えること。

六 調理室

- 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

七 相談室

- 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

八 運動場

- 必要な備品を備えること。

九 廊下幅

- 一・三五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・ハメートル以上とすること。

3 前項各号に規定するもののほか、廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けなければならない。

(分場の設備の基準)

第十七条 分場の設備の基準は、前条に規定する基準に準ずる。ただし、前条第一項第六号から第十号までに掲げる設備は設けないことができる。

(知的障害者入所更生施設の職員の配置基準)

第十八条 知的障害者入所更生施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が四十人を超えない

(職員の配置の基準)

第11条 更生施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならぬ。ただし、通所施設にあっては、第三号及び第六号に掲げる職員

を、入所人員(通所による入所者の数を除く。)が四十人以下の施設にあっては、第六号に掲げる職員を、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第七号に掲げる職員を置かないことができる。

- 一 施設長
- 二 医師
- 三 保健婦又は看護婦
- 四 生活指導員
- 五 作業指導員
- 六 栄養士
- 七 調理員

- 2 更生施設の医師は、精神科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 3 更生施設の作業指導員は、その指導する業務について相当の経験及び技能を有する者でなければならない。
- 4 保健婦又は看護婦、生活指導員及び作業指導員の総数は、おおむね、次の各号に掲げる数の合計数以上でなければならない。
 - 一 入所者(通所による入所者を除く。)の数を四・三で除して得た数
 - 二 通所による入所者の数を七・五で除して得た数
- 5 女子を入所させる更生施設にあっては、生活指導員のうち少なくとも一人は、女子でなければならない。

ものにあっては、第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託するものにあっては、第五号の調理員を置かないことができる。

- 一 施設長
 - 二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
 - 三 保健師又は看護師、生活支援員及び作業指導員 保健師又は看護師、生活支援員及び作業指導員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数を四・三で除して得た数以上
 - 四 栄養士 一以上
 - 五 調理員 一以上
- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。
 - 3 第一項及び第九項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該知的障害者入所更生施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
 - 4 第一項第一号の施設長は、常勤の者でなければならない。
 - 5 第一項第二号の医師は、知的障害者の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
 - 6 第一項第三号の保健師又は看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
 - 7 第一項第三号の生活支援員又は作業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
 - 8 第一項第三号の作業指導員は、その指導する業務について相当の経験及び技能を有する者でなければならない。
 - 9 女子を入所させる知的障害者入所更生施

設にあっては、生活支援員のうち少なくとも一人は、女子でなければならない。

10 知的障害者入所更生施設であつて、通所による入所者の支援を行うものにあつては、第一項に掲げる員数の職員に加えて、当該通所による入所者の支援を行う第一項第三号に掲げる職員を置くものとし、当該職員の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を七・五で除して得た数以上くものとする。

11 知的障害者入所更生施設は、支援を行う入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる職員に加えて、必要な職員を置かなければならぬ。

(知的障害者通所更生施設の職員の配置基準)

第十九条 知的障害者通所更生施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託するものにあつては、第四号の調理員を置かないことができる。

一 施設長 一

二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

三 保健師又は看護師、生活支援員及び作業指導員 保健師又は看護師、生活支援員及び作業指導員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数を七・五で除して得た数以上

四 調理員 一以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

3 第一項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該知的障害者通所更生施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

- 4 第一項第一号の施設長は、常勤の者でなければならない。
- 5 第一項第二号の医師は、知的障害者の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 6 第一項第三号の生活支援員又は作業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 7 第一項第三号の作業指導員は、その指導する業務について相当の経験及び技能を有する者でなければならない。
- 8 女子を入所させる知的障害者通所更生施設にあっては、生活支援員のうち少なくとも一人は、女子でなければならない。
- 9 知的障害者通所更生施設は、入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るために必要なときは、第一項に掲げる職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。

(分場の職員の配置基準)

第二十条 知的障害者更生施設は、分場を設置する場合は、当該分場において通所による入所者の支援を行う前条第一項第三号に掲げる職員を置くものとし、当該職員の総数は、常勤換算方法で、当該分場の入所者の数を七・五で除して得た数以上とする。

- 2 知的障害者更生施設は、支援を行う入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るために、前項に掲げる職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。

(職員の資格要件)

第12条 更生施設の長は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 社会福祉事業に五年以上従事した者であつて、施設を運営するのに適切であると認められるもの
- 二 精神保健に関して相当の学識経験を有する

(職員の資格要件)

第二十一条 知的障害者更生施設の施設長は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 社会福祉事業に五年以上従事した者であつて、施設を運営するのに適切であると認められるもの

医師

三 前二号に掲げる者と同等以上の学識経験を有すると認められる者

二 精神保健に関する相当の学識経験を有する医師

三 前二号に掲げる者と同等以上の学識経験を有すると認められる者

(入退所)

第二十二条 知的障害者更生施設は、入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、市町村と協議の上、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

2 知的障害者更生施設は、入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めなければならない。

3 知的障害者更生施設は、入所者について、その心身の状況等に照らし、法第十五条の五第一項に規定する指定居宅支援等を利用することにより、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを定期的に検討しなければならない。

4 前項の検討に当たっては、看護師、生活支援員等の職員の間で協議しなければならない。

5 知的障害者更生施設は、心身の状況に照らして、指定居宅支援等を利用するにより居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者の希望等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。

(準用)

第18条の2 第七条の五の規定は、更生施設について準用する。

(運営規定)

第二十三条 知的障害者更生施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

一 施設の目的及び運営の方針

二 職員の職種、数及び職務の内容

三 定員

イ 入所定員

ロ 通所による入所者の支援を行う施設

にあっては、当該通所による入所者の定員

ハ 分場を設置する施設にあっては、当該分場の入所定員

四 入所者の支援の内容及び入所者から受領する費用の額

五 施設の利用に当たっての留意事項

六 非常災害対策

七 その他の施設の運営に関する重要事項

(入所者の支援に関する計画等)

第二十四条 知的障害者更生施設は、入所者について、入所者の支援に関する具体的な内容を決定するとともに、その円滑な実施を図るため、その心身の状況、その置かれている環境及びその者の希望等を勘案し、その者の同意を得て、その者の支援に関する計画を作成しなければならない。

(指導会議)

第13条 更生施設は、入所者の更生援護に関する具体的措置を決定し、及びその円滑な実施を図るため、必要な時期に指導会議を開かなければならない。

2 知的障害者更生施設は、前項の規定による計画の作成に当たって、施設の職員による会議を開かなければならない。

3 知的障害者更生施設は、第一項の計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、入所者について解決すべき課題を把握し、必要に応じて施設支援計画の見直しを行わなければならない。

4 第一項及び第二項の規定は、前項に規定する計画の見直しについて準用する。

(支援の方針)

第二十五条 知的障害者更生施設は、入所者について、その者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行わなければならぬ。

2 入所者の支援は、入所者の支援に関する計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。

3 知的障害者更生施設の職員は、入所者の支援に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入

	<p>所者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>4 知的障害者更生施設は、その行う支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>
(作業指導)	<p>(相談及び援助)</p> <p>第二十六条 知的障害者更生施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、その者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p>
第15条 更生施設は、必要に応じ、入所者が自立して社会生活を営むことができるよう作業指導を行わなければならない。	<p>(作業指導)</p> <p>第二十七条 知的障害者更生施設は、必要に応じ、入所者が自立して社会生活を営むことができるよう作業指導を行わなければならない。</p>
(生活指導等)	<p>(指導、訓練等)</p> <p>第二十八条 知的障害者更生施設は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。</p>
第14条 更生施設は、入所者が日常生活におけるよい習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて生活指導を行わなければならない。	<p>2 知的障害者更生施設は、入所者が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて生活指導を行わなければならない。</p> <p>3 知的障害者更生施設は、入所者に対し、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるようするため、入所者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>4 知的障害者更生施設は、入所者の希望等を勘案し、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。</p>
2 入所者(通所による入所者を除く。)については、一週間に二回以上入浴をさせ、又は清拭を行わなければならない。	

		<p>5 知的障害者更生施設は、指導、訓練等を行うに当たっては、常に一人以上の職員を従事させなければならない。</p> <p>6 知的障害者更生施設は、入所者に対し、その負担により、当該知的障害者更生施設の職員以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。</p>
(給食)		<p>(食事の提供)</p> <p>第二十九条 食事の提供は、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとともに、適切な時間に行わなければならない。</p>
<p>第16条 給食は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。</p> <p>2 調理は、あらかじめ作成された献立に従つて行わなければならない。</p> <p>3 栄養士を置かない更生施設にあっては、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について栄養改善法(昭和二十七年法律第二百四十八号)第九条に規定する栄養指導員の指導を毎月一回以上受けなければならない。</p>		<p>2 調理はあらかじめ作成された献立に従つて行わなければならない。</p> <p>3 栄養士を置かない知的障害者更生施設にあっては、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けなければならない。</p>
(健康管理等)		<p>(健康管理)</p> <p>第三十条 知的障害者更生施設は、常に入所者の健康の状況に注意するとともに、入所者に対して、毎年二回以上定期に健康診断を行わなければならない。</p>
<p>第17条 入所者については、その入所時及び毎年二回以上定期に健康診断を行わなければならない。</p> <p>第14条</p> <p>2 更生施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。</p>		<p>(入所者の入院期間中の取扱い)</p> <p>第三十一条 知的障害者更生施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該知的障害者更生施設に円滑に入所することができるようしなければならない。</p> <p>(社会生活上の便宜の供与等)</p> <p>第三十二条 知的障害者更生施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。</p>

らない。

2 知的障害者更生施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 知的障害者更生施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(施設長の責務)

第三十三条 知的障害者更生施設の施設長は、当該知的障害者更生更生施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 知的障害者更生施設の施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(知的障害者更生施設が入所者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第三十四条 知的障害者更生施設が入所者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接当該入所者の便益を向上させるものであって、当該入所者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際には、当該金銭の使途及び額並びに入所者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、入所者等の同意を得なければならない。ただし、指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第〇〇号）第十五条第一項及び第二項に掲げる支払については、この限りではない。

(勤務体制の確保等)

第三十五条 知的障害者更生施設は、入所者

に対し、適切な支援を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 知的障害者更生施設は、当該知的障害者更生施設の職員によって支援を行わなければならぬ。ただし、入所者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 知的障害者更生施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならぬ。

(定員の遵守)

第三十六条 知的障害者更生施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理)

第18条 入所者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第三十七条 知的障害者更生施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、治療に必要な機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 知的障害者更生施設は、当該知的障害者更生施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関)

第三十八条 知的障害者更生施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならぬ。

(秘密保持等)

第三十九条 知的障害者更生施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 知的障害者更生施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(地域との連携等)

第四十条 知的障害者更生施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第四十一条 知的障害者更生施設は、入所者の支援により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 知的障害者更生施設は、入所者の支援により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(準用)

第四十二条 第十一条の規定は、知的障害者更生施設について準用する。ただし、〇〇読み替えるものとする。

第三章 知的障害者授産施設

第三章 知的障害者授産施設

(種類)

第四十三条 知的障害者授産施設は、次の各号に掲げるものをいう。

一 知的障害者入所授産施設 法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設であって、第二号に規定する知的障害者通所授産施設及び第三号に規定する知的障害者小規模通所授産施設以外のもの

二 知的障害者通所授産施設 知的障害者授産施設のうち通所による入所者のみを対象とするものであって、第三号に規定する知的障害者小規模通所授産施設以外のもの

三 知的障害者小規模通所授産施設 知的